


倉吉市(鳥取県)

(2005年9月5日現在)

1. 新市の基礎情報

| | | |
|---|---|--|
| 合併の期日：2005年3月22日 | 合併の方式：新設・ 編入 |  <p>旧倉吉市 旧関金町</p> |
| 市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無 | | |
| 人口 ⁽¹⁾ ：54,027人(高齢化率 ⁽²⁾ 23.7%) | 面積 ⁽³⁾ ：272.15k m ² | |
| 議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人) | 一般職員数 ⁽⁵⁾ ：515人 | |
| 財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.42 | 経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：94.9% | |
| 2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：26,540,242千円 | | |
| うち、地方税5,961,110千円、地方交付税7,209,000千円 | | |
| 合併特例債発行予定額6,850百万円／同限度額9,310百万円 | | |
| 産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業12.6%、第二次産業29.9%、第三次産業57.6% | | |

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：2005年職員課調べ。(6)：2004年。2004年決算統計。(7)：2004年。2005年算出資料。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

| 関係市町村 | 人口 ⁽¹⁾ | 高齢化率 ⁽²⁾ | 面積 ⁽³⁾ | 議員数 ⁽⁴⁾ | 一般職員数 ⁽⁵⁾ | 財政力指数 ⁽⁶⁾ | 経常収支比率 ⁽⁷⁾ |
|-------|-------------------|---------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 旧倉吉市 | 49,711人 | 23.4% | 174.5k m ² | 21人 | 378人 | 0.47 | 91.5% |
| 旧関金町 | 4,316人 | 27.1% | 97.65k m ² | 12人 | 69人 | 0.15 | 86% |

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

| |
|---|
| <p>(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、⑥行政改革、⑦新たな可能性をもったまちづくりの推進></p> <p>広域行政圏の中核都市として将来にわたり自立できる体制を構築するため。</p> |
| <p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、③方式></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p><②住民の理解>1市4町での合併協議会解散という経験を踏まえ、合併に対する住民の強い理解が大前提であり、住民の強い意向を把握した上で合併協議に入った。</p> <p><③方式>議会議員や農業委員の取扱い、電算統合や例規策定に要する期間など、特に合併の方式により大きく影響することが予想されたので、まず合併方式を合意することに協議の重点を置いた。</p> |
| <p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、④地域団体・経済団体など></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>当初の合併協議が破たんした後も首長が一貫して「合併の必要性」を訴え、地域組織、経済団体も積極的に説明会への参加、アンケート調査等の協力を行った。</p> |

4. 合併協議

| (1) 今回の合併以前における合併協議の経緯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中部圏域（合併前1市9町村）での合併研究会 ・1市3町による合併協議に1町が加わり、1市4町で合併協議会を設立 ・1市4町の合併協議会解散（合併不調） ・1市1町の合併協議会設立（合併成立） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 合併関係市町村の従前のつながり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 合併の端緒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2003年11月、1市4町での天神川流域合併協議会解散により、新たな枠組みが具体化した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 任意の合併協議会（設置していない） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構成メンバー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営上の工夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 法定協議会（設置期間：2004年4月1日～2005年3月21日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民発議等 | 有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構成メンバー | 首長、議員各4名、住民各6名 計22名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新運営上の工夫 | 1市1町の合併であったので、協議会会場を交互に設定した。また、新市建設計画定委員会に具体的な提言等をもらうため新市建設計画策定アドバイザーを置いた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併方式を編入合併とした上で協議を進めたので、特に工夫したことはないが、電算統合による混乱を最小限とするため、合併日を休日明けとした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><協議開始および決定の時期></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(①方式)</th> <th style="text-align: center;">(②期日)</th> <th style="text-align: center;">(③名称)</th> <th style="text-align: center;">(④位置)</th> <th style="text-align: center;">(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td style="text-align: center;">04年4月</td> <td style="text-align: center;">04年7月</td> <td style="text-align: center;">04年4月</td> <td style="text-align: center;">04年4月</td> <td style="text-align: center;">04年4月</td> </tr> <tr> <td>合 意：</td> <td style="text-align: center;">04年5月</td> <td style="text-align: center;">04年8月</td> <td style="text-align: center;">04年5月</td> <td style="text-align: center;">04年5月</td> <td style="text-align: center;">04年7月</td> </tr> </tbody> </table> | | | (①方式) | (②期日) | (③名称) | (④位置) | (⑤財産) | 協議開始： | 04年4月 | 04年7月 | 04年4月 | 04年4月 | 04年4月 | 合 意： | 04年5月 | 04年8月 | 04年5月 | 04年5月 | 04年7月 |
| | (①方式) | (②期日) | (③名称) | (④位置) | (⑤財産) | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議開始： | 04年4月 | 04年7月 | 04年4月 | 04年4月 | 04年4月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 意： | 04年5月 | 04年8月 | 04年5月 | 04年5月 | 04年7月 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>①方式</p> <p>自治体規模から判断すれば編入合併が妥当であるが、編入される側の住民感情を考慮し、時間をかけて様々な角度から納得のいく検討を重ねた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>新設・<input checked="" type="checkbox"/>編入</p> <p>自治体の規模、電算統合や例規策定に要する期間、議員・農業委員の任期の取扱いなど総合的に検討した結果、編入合併が適当であるとした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| <基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年3月22日合併 | | | | |
| 1 合併特例法の期限内である2005年3月末日までの日。 2 電算統合作業のため3月のなるべく遅い日かつトラブル防止のために休日明けの日。 3 卒業式等の公式行事、3月定例議会の日程に支障のない日。 | | | | |
| <基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募有・無 | | | | |
| 決定手続き：合併協議会で決定。 選定理由：編入合併であったため、編入先である「倉吉市」とした。 | | | | |
| <基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設 | | | | |
| 編入合併であったため、編入先の倉吉市の本庁舎の位置とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。 | | | | |
| <基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。 | | | | |
| (8) 新市建設計画(計画の対象： 全市) | | | | |
| 計画の期間：10カ年 理由 新市建設計画は合併特例債充当事業の根拠となる計画となるため、合併特例債の適用期限である10年間にあわせた。 | | | | |
| <策定に当たっての工夫> すでに解散となった前の合併協議会の合併協議の中で関係自治体ごとの現状把握、ワークショップ等による住民意見等の集約手続きを終えていたので、原案を行政が作成し、その内容に対するアンケート調査、集落・地区単位での説明会等を実施し、最終案をまとめた。 | | | | |
| <関係市町村間での調整が難航した項目> 新市建設計画策定アドバイザーを委嘱し、新市が目指す具体的な方向性について提言をもらったが、新市建設計画の構成上の取扱いについて協議の結果、まちづくりの方向性のひとつの例として巻末掲載した。 | | | | |
| <新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市建設計画策定アドバイザーの具体的な提言を参考にし、新市が既にもっている豊富な地域資源を活かし、新市の特徴を対外的にアピールする「新市ブランド化」を重点施策として打ち出した。 | | | | |
| <新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 編入先である倉吉市の総合計画を基本に、編入される関金町の総合計画の内容を盛り込んだ。 | | | | |
| 単位：百万円 ()は% | 合併前 (2002年度) ⁽¹⁾ | 財政計画 | | |
| | | 2005年度 | 2009年度 | 2014年度 |
| 歳入合計 | 26,869 | 26,358 | 24,079 | 22,999 |
| 地方税 | 6,138(22.8) | 5,945(22.6) | 5,959(24.7) | 5,933(25.8) |
| 地方交付税 | 8,293(30.9) | 7,471(28.3) | 6,956(28.9) | 6,267(27.2) |
| 歳出合計 | 26,130 | 26,358 | 24,079 | 22,999 |
| 人件費 | 4,372(16.7) | 3,648(13.8) | 3,462(14.4) | 3,150(13.7) |
| (参考：一般職員数) | (447人) | (508人) | (469人) | (431人) |
| 公債費 | 3,659(14.0) | 3,831(14.5) | 3,654(15.2) | 2,957(12.9) |
| 普通建設事業費 | 3,352(12.8) | 2,000(7.6) | 2,000(8.3) | 2,000(8.7) |

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

| | |
|---|----|
| (9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等 | |
| 新たな設定・変更等はない。 | |
| (10) 住民への情報提供等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全8号。配布方法：各戸配布） ・住民説明会の開催（延べ18回開催、延べ422人参加）※関係市町が開催 ・HPの開設（2004年4月開設、随時更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：空から見る私達の新しいまち（ヘリコプターによる飛行） | |
| (11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施 | |
| <p>(名称)：郵送による市町村合併住民意向調査 (時期)：2004年1月19日～2004年1月31日 (対象者)：満18歳以上の在住外国人を含む全市民 ※合併協議会設置前に倉吉市のみ実施 (方法)：アンケート方式（<input checked="" type="checkbox"/>郵送・<input type="checkbox"/>訪問） <倉吉市市町村合併住民意向調査>※アンケート結果○回答率65.3% (有効回答の内訳) 推進する 19,026件（75.2%） 推進しない 6,266件（24.8%）</p> | |
| (12) 都道府県からの支援 | |
| 財政支援：上記の住民意向調査に対し「鳥取県市町村合併等広域行政推進交付金（1/2補助）」の交付を受けた。 | |
| (13) 外部コンサルタントへの委託： 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 委託費 | 千円 |
| 委託内容 | |

5. 合併の内容

| | |
|--------------|---|
| (1) 議員 | |
| 特例の適用 | <input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間7ヶ月))・無 |
| その理由 | 編入する市の議員は引き続き在任し、編入される町の議員は全員が失職しなければならないという編入される側の住民感情を考慮し、在任期間が7ヶ月という短い特例期間となる在任特例を選択した。 |
| (2) 農業委員会の委員 | |
| 特例の適用 | <input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無 |
| その理由 | 議会議員と同様の扱いとした。また、改選期が同日であること、在任期間が4ヶ月と短期間であったことが適用した理由である。 |
| (3) 三役 | |
| 旧倉吉市 | 市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。 |
| 旧関金町 | 町長、助役、収入役は失職。 |
| (4) 一般職 | |
| 定員管理 | <新規採用の抑制>基本的に退職者の2/5補充。 |
| 給与の調整 | <給料表の統一>現給の直近上位に位置付け。 |
| 役職の調整 | 町の課長級はそのまま課長級に、また主任、係長、課長補佐は倉吉市の職階に位置付け。 |

| | | |
|---|--|---|
| (5) 組織・機構の整備方法 | | |
| 合併と同時に、部・課とも完全に統合。 | | |
| (6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法 | | |
| 特になし。 | | |
| (7) 地域審議会等 | | |
| 設置の有無 | 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| その理由 | できるだけ早く新市の一体化を醸成するため、旧行政区域にこだわった組織は設置しなかった。合併協議会においても特に強い要望は出なかった。 | |
| (8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法 | | |
| 固定資産税 | 旧倉吉市 税率 1.5% 旧関金町 税率 1.4% | 合併後 3 年間不均一課税とする。 |
| (9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする） | | |
| 上水道料金 | 上水道は現行のとおり。簡易水道は当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。 | |
| 下水道料金 | 当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。 | |
| (10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：編入先である倉吉市の料金にあわせることを基本とした。） | | |
| 例外措置 | 特になし。 | |
| (11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：国保事業が適正に運営できる料率で統一する） | | |
| 賦課徴収方法 | 旧倉吉市 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割） 旧関金町 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割） | 2005 年度から、倉吉市の例により保険料 4 方式とする。 |
| 所得割 | 旧倉吉市 6.5% 旧関金町 6.3% | 2005 年 4 月 1 日から 6.3%に統一。 |
| 資産割 | 旧倉吉市 24.0% 旧関金町 24.0% | 2005 年 4 月 1 日から 24.0%に統一。 |
| 均等割 | 旧倉吉市 25,800 円 旧関金町 22,000 円 | 2005 年 4 月 1 日から 22,000 円に統一。 |
| 平等割 | 旧倉吉市 24,200 円 旧関金町 20,000 円 | 2005 年 4 月 1 日から 20,000 円に統一。 |
| (12) 介護保険事業（調整方針：介護保険事業が適正に運営できる料率で統一する） | | |
| 第 1 号被保険者の月額 の基準保険料 | 旧倉吉市 3,250 円 旧関金町 3,268 円 | 3 月 22 日という年度中途の合併期日を考慮し、2004 年度については、合併前市町の保険料率により不均一賦課とし、2005 年度分からは関金町の例による。 |
| (13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した） | | |
| 整備方法 | 関金町のデータを倉吉市の基本システムに移行した。倉吉市にないシステムは関金町のものを活用した。 | |
| (14) 町・字の名称・区域 | | |

| | |
|----------------|---|
| 名称・区域の変更 | 有・無 |
| 変更した場合、その内容と理由 | 関金町大字堀→倉吉市関金町堀（関金町のすべての大字を廃し、字名の前に関金町を冠した。） |

6. 合併後の状況

| | |
|--|---------------------------|
| (1) 合併による財政削減効果：10,228百万円/15年間 | |
| (2) 基本構想および総合計画の策定 | |
| 基本構想 | ほぼ策定済みだが議会の議決は経ていない。 |
| 総合計画 | 策定作業中（2005年12月議会に提案する予定。） |
| (3) 合併による効果 | |
| <p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>合併後の新市の総合計画は、行政評価を前提とした計画づくりを進めており、事務事業評価、施策評価の運用システムの中で、緊急度、優先度による予算配分、事業実施を行うことができる。</p> | |
| <p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>合併により温泉や豊かな自然景観、また、山陽側との県境を有する自治体となり、豊富な地域資源を新市の特徴としてアピールする「新市のブランド化」の推進により、若者の定着、県内外からの交流人口の拡大に期待ができる。</p> | |
| <p><⑤行財政の効率化></p> <p>合併を契機として、行財政改革を専門的に進める部署として行政改革推進監（員）を新設し、重複施設等の統廃合、職員数の抑制、行政評価による事務事業の見直しなど、全職員一丸となって出来る限りの行財政改革を進める。</p> | |
| (4) 合併による問題点と解決策 | |
| <p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>住民へのサービス低下とにならないよう旧関金町役場を新市の支所（関金庁舎）とした。</p> | |
| <p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>地域の歴史、文化、伝統は新市の貴重な財産である地域資源であり、新市建設計画においても「新市ブランド化」を重点施策としている。住民説明会等において合併によりさらに保存、伝承、活用が図られること説明し、理解を得ている。</p> | |
| <p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する></p> <p>人口等規模が小さい自治体ほど手厚いサービスの供給が可能であったが、合併してもしなくてもサービス水準を維持することができないということを合併前に説明し、合併協議に入ったのである程度の住民理解はある。</p> | |
| (5) 残された課題 | |
| <p>今後、行財政改革を進める中で合併直後の体制（支所の運営、職員配置、各種経過措置等）がいつまで維持できるかが問題である。</p> | |